

不登校児童による原籍校以外の場での学習等に対する支援特認校に関する要領

1 目的

不登校児童の社会的自立を目指し、原籍校復帰への支援をする。

2 事業内容

(1) 原籍校にて不登校となっている児童が、不登校対策支援特認校（以下「特認校」という。）に登校し、学校生活をリズムよく過ごす、友達と関わりながら楽しく学ぶなどを通して、原籍校に戻っても登校できるようにする。

(2) 特認校での学びの中で、原籍校以外の職員や児童、地域の方々と交流することで、児童の社会性を育て、自己有用感を高める。

3 申請方法

手順①原籍校は保護者から特認校を利用したい旨の相談を受ける。

手順②原籍校は特認校へ情報を伝え、受け入れが可能かの確認をとる。

手順③特認校は保護者及び児童の面接を行い、併せて教育課程等の説明を行う。

手順④特認校からの受け入れ可能の情報を受け、原籍校は、保護者から不登校対策支援願（別紙1）と誓約書により、正式な希望を受ける。

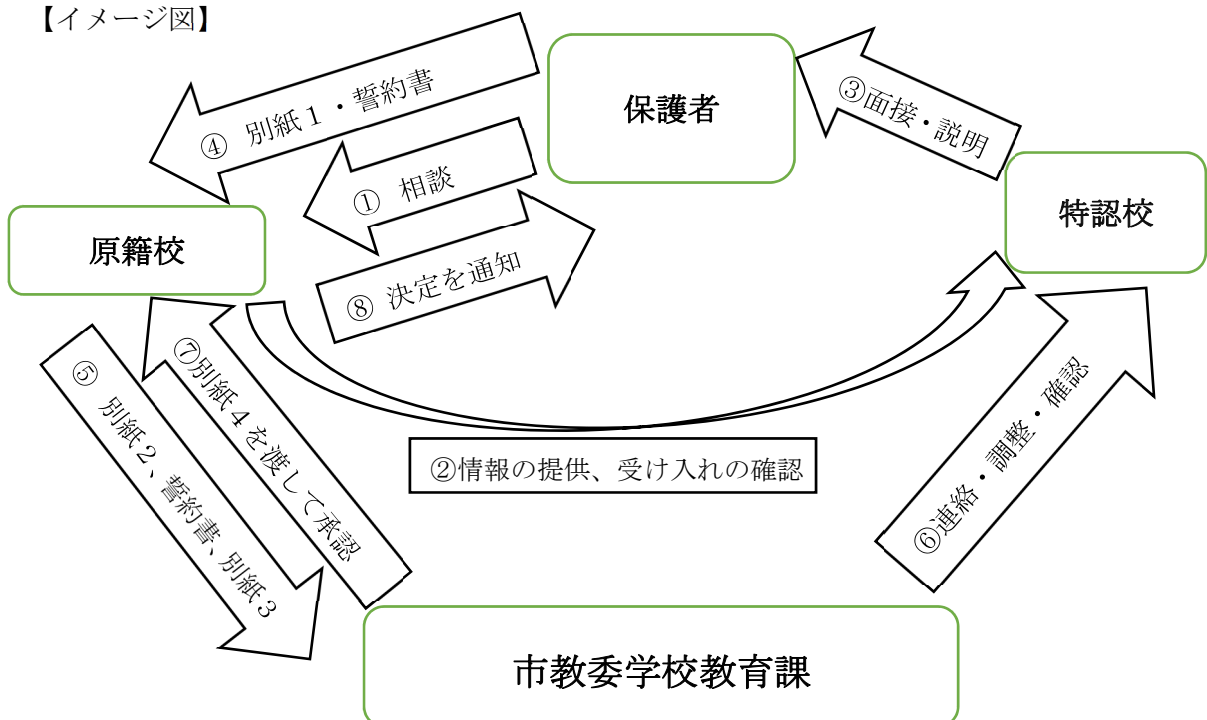
手順⑤原籍校は市教委学校教育課に、不登校対策支援依頼（別紙2）、誓約書と児童実態把握カード（別紙3）を提出する。

手順⑥市教委学校教育課は、特認校と連絡・調整・確認を行う。

手順⑦市教委学校教育課は承認後、原籍校に不登校対策支援承諾通知書（別紙4）を発行する。

手順⑧原籍校は保護者に決定の旨を通知する。

【イメージ図】



4 出席の確認

特認校は、月末に「出欠状況について」を原籍校と市教委学校教育課に提出する。

5 保障

日本スポーツセンター（保険）が対応 ※有無の確認は（別紙2）

6 その他

- (1) 対象児童及び保護者が原籍校復帰及び特認校へ登校する意思があり、懸命な努力を続けている者を学校として評価し支援する。
- (2) 対象児童及び保護者は、特認校の教育方針や教育課程等について理解し、教育活動全般について積極的に参加する。
- (3) 対象児童の登下校については、十分話し合いを持ち、安全確保を行う。（日本スポーツセンターの保険に加入していること。）
- (4) 自宅からの登下校については、保護者の責任とする。ただし、特認校への通学に船舶を利用する場合は、棧橋—学校間については学校管理下として扱うものとする。
- (5) 特認校への登下校に係る費用及び学校生活に係る諸費用は、保護者負担とする。
- (6) 原籍校と特認校は、出席状況・生活状況などの情報等について定期的に連絡を取り合うなど、対象児童の実態について十分な共通理解を図る。
- (7) 原籍校は、保護者に対して定期的に面談をするなど、家庭との連携を図る。
- (8) 基本的に特認校利用は1か月を単位とし、1か月に一度、特認校の管理職が保護者へ継続に係る意思確認を行う。
- (9) この制度を利用しての不登校児童の受け入れは、原則として特認校に在籍児童がいる学年とする。ただし、対象学年は原則として3年生以上とする。
- (10) 特認校に登校し、授業を受けることで、指導要録上「出席扱い」とする。
- (11) 不登校における原籍校以外の場での学習等に対する支援は、特認校区在住の児童が特認校に在籍するまでとする。また、特認校が統廃合の協議により閉校となった場合も同様とする。

平成29年5月22日策定

【令和 2年3月26日改正】

【令和 2年5月21日改正】